

高松空港を特定利用空港の対象とする検討に係る 県を含む地元自治体に対する国の説明について

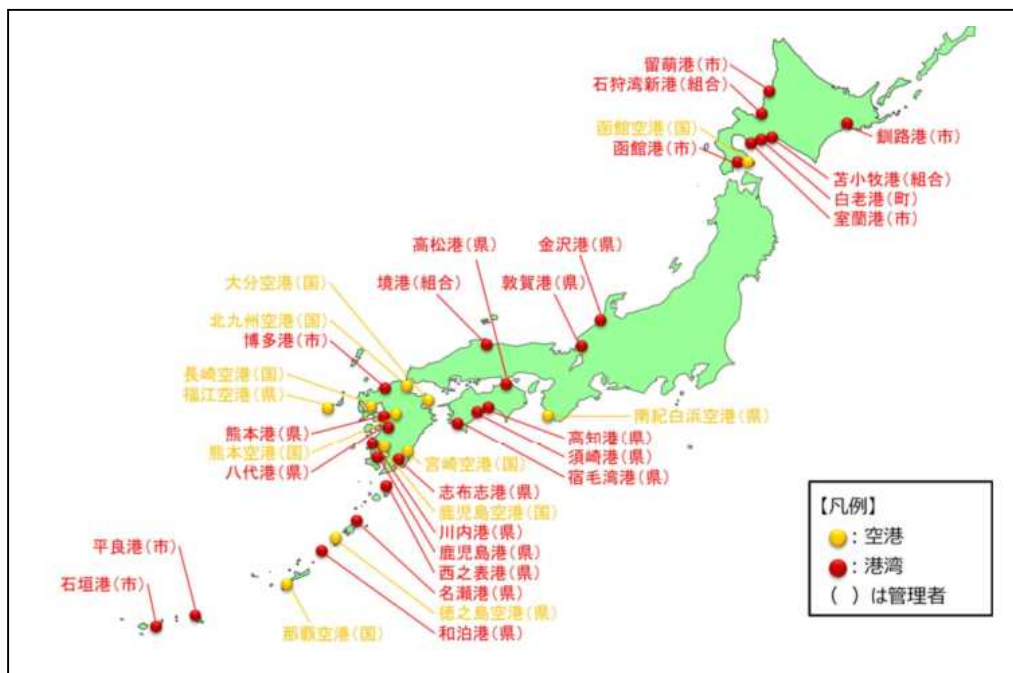
1 国の説明について

令和7年5月27日（火）、国（内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省）から、国が管理する高松空港について、特定利用空港の対象候補として検討をしているとの説明が、地元自治体である県、高松市、綾川町に対してありました。

【特定利用空港・港湾の概要】

- ・「国土交通省及び防衛省は、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が平素において必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、国土交通省、海上保安庁、防衛省及び空港管理者又は港湾管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、必要な調整を実施する」こととされており、この枠組みを設けた空港・港湾が「特定利用空港・港湾」です。（総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラの運用・整備方針）

（令和7年5月27日現在）



2 国への申し入れについて

上記の説明を受けて、国において国が管理する空港の運用を決めるというものではありませんが、県民の理解が得られるよう、また、県民生活に影響が出ないよう、国に対し、次のような対応を取るよう申し入れています。

- ① 国において、県民の理解が得られるように丁寧の説明を行うこと。また、県民からの問い合わせに対しては、国が責任を持って対応すること。
- ② 民間の利用に配慮し、県民生活に影響が出ないようにすること。
- ③ 県民や利用者の安全に万全を期し、事故があった場合は、国が責任を持って対応すること。